

「Voice Link」 契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社ティーガイア(以下「当社」といいます)は、この契約約款(以下「本約款」といいます)に基づき、「Voice Link」(以下「本サービス」といいます)を契約者に提供します。
2. 当社が本約款の他に別途定める個別サービスの利用規約並びにその他個別サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知は、名目の如何にかかわらず、本約款の一部を構成し、本サービスに適用されます。

第2条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を当社のホームページに掲載する方法又は契約者への電子メールによる通知など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を当社のホームページへの掲載の方法又は電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に、通知が行われたものとします。

第2章 利用契約の締結等

第3条 (本サービスの利用の申込み)

1. お客様が利用契約の申込みを希望する場合は、本約款の内容に同意の上、当社所定の手続きに従い本サービスの利用の申込みを行うことで、本サービス契約は成立し、契約者となります。但し、やむを得ない場合で当社が特に認めたときに限り、他の方法で申込みを受け付ける場合があります。
2. 申込書と本サービス利用約款の内容に差異がある場合、申込書の内容が優先して適用されるものとします。

第4条 (承諾を行わない場合)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービス利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) お客様がこの本サービス利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - (2) お客様が当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
 - (3) お客様が本サービス利用契約の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) お客様が反社会的な団体である場合又はお客様が反社会的な団体の構成員であるこ

とが判明又は当社が疑わしいと判断した場合。

(5) 前各号に定める場合のほか、当社が本サービスを提供するうえで支障がある場合又は支障の生じるおそれがあると判断した場合。

2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない理由をお客様に通知しません。

第5条（契約期間）

本サービスの利用期間は、利用契約に記載のとおりとします。

第6条（契約者の登録情報等の変更）

1. 契約者は、自らの氏名若しくはその名称、住所、電話番号、E-mail アドレス、本サービスの利用料金の支払いに関する内容その他当社へ届出を行った情報（以下「登録情報」といいます）を変更するときは、可能な限り事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。
2. 契約者である法人の合併又は会社分割により契約者の地位が承継されたときは、当該地位を承継した者は、当社に対して速やかに契約者の契約上の地位の承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。
3. 前各項の届出がなかったことで契約者が当社からの通知が到達しなかったことにより生じた損害及び通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第7条（利用契約の変更）

契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。但し、第25条(禁止事項)のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあります。

第8条（契約者からの解約）

1. 契約者は、当社所定の手続きにより将来に向かって本サービス利用契約の解除を行うことができます。
2. 契約者が本条に定める解除を行ったときは、その本サービス利用契約は、前項に定める条件を満たせばその解除の通知において契約者が指定した日をもって終了するものとします。
3. 契約者が利用契約を解約する場合、解約日の翌日から契約者が使用できないものとします。
4. 本条に基づき利用契約の解約を行う場合、解約日時点において発生している利用料その他の債務の履行は、第4章(利用料金)の各条項の定めに基づきなされるものとします。

第9条（当社からの解約）

1. 当社は、第35条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消若しくは是正しない場合、又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、当該契約者との利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、契約者との利用契約締結後、契約者が本約款及び利用契約における違反のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、第35条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず、その利用契約を即時解約できるものとします。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知又は催告しない場合があります。
4. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第10条 サービスの再開

サービス利用料の支払の遅延等によりサービスが停止された後、本サービスの利用を再開する場合には、サービス再開費用の支払いが必要となります。サービス再開費用については個別に見積書を発行します。この場合、当社は、サービス再開時における設定情報・履歴情報等の保持を保証しません。また、停止期間の利用料の返還は致しません。

第3章 本サービスの内容・提供条件等

第11条（本サービスの内容）

1. 本サービスとは以下に定めるものの総称を指します。
 - Voice Link
(当社が提供する構内交換機上でネットワークを経由して通話することが可能なソフトフォン)
 - 機器
(Voice Link を利用するために必要な電話機等をはじめとする付帯機器)
 - 役務
(Voice Link を利用する際のコンサルティングや運用保守)
2. 当社は、前項に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第12条 サポート体制

本サービスは以下の内容で利用者に対してサポートを実施します。

1. 対応時間
当社は、お問い合わせ対応については当社の営業時間で対応します。当該対応において

最善の合理的な対応を実施しますが、発生している全ての問題が解決することを保証するものではありません。

2. 障害対応

本サービスに障害が発生した場合、当社は可及的速やかに利用者に通知し、障害対応を実施します。障害受付方法は、専用メールアドレスへの連絡となります。当社の営業時間外は、専用メールアドレスによる障害受付のみを行ない、翌営業日に対応を実施します。

3. 監視及びセキュリティ対応

当社は、利用者環境を監視し正常性の確認を実施します。また、当社は、本サービスにおける利用者環境のセキュリティレベルを適切に維持します。

4. 緊急対応

当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に不利益や悪影響を与えるような不正な通信や行為が発生した場合、当社は、原則として事前通知をもとにサービスを停止することがあります。当社は、本条に基づく措置に関して実施された本サービスの停止により利用者に発生した損害について一切の責任を負いません。

第13条 サービスレベル

本サービスは以下のサービスレベルで利用者に対してサービスを提供します。

1. サービスレベルについて

本サービスの特徴として、インターネットからの接続を許可することによってより自由度の高い運用が可能となっております。その反面セキュリティ機能は既に導入済みですが、不正アクセスや大量のパケット受信による DoS 攻撃等不確定な要因も多々あり、様々な外的要因で障害が発生する可能性があります。そのため、契約者が本サービスにおいて期待する内容、機能等の利用が最低限維持されることに努めるとともに、以下のサービスレベルを当社のサービス提供基準として規定しております。

2. 稼働率に基づく対応

本サービス側設備のサービス年間稼働率（以下、サービス稼働率）を 99.99%以上になるよう設備及び運用体制を維持します。

3. 適用除外

以下の事由により本サービスの停止が発生した場合は、本サービス提供基準の範囲外のサービス停止として、サービス稼働率の算定から除きます。

- (1) メンテナンス（緊急メンテナンスを含む）に伴う停止
- (2) 不正アクセスや大量のパケット受信による DoS 攻撃による停止
- (3) 未知又は原因不明のアプリケーション不具合による停止
- (4) 冗長システムの HA 機能等での自動切替による停止
- (5) 利用者環境及び接続回線（インターネット回線・VPN 回線・専用線・本サービス接

続通信事業者回線)等に起因する停止

- (6) 法令等による規制・火災・停電・天災地変・戦争・暴動・突発事故・第三者からの攻撃等の不可抗力による停止
- (7) その他、運用上あるいは技術上の理由により当社が本サービスの一時的な中断が合理的に必要と判断した場合
- (8) 利用者が本サービスの利用規約に違反したことによる停止

第 14 条 サービス品質

1. 本サービスは、本サービスへの経路としてインターネットを選択できるサービスとなっています。利用者が接続経路としてインターネットを利用する場合には、インターネットの接続回線の状況によっては、音質低下又は音声切断の可能性があります。また、その場合、通信内容のセキュリティが保証されるものではありません。
2. 本サービスの利用中に音声品質の低下などの異常を検知した場合、利用者は、可及的速やかに当社に連絡するものとします。当社は、当該連絡を受け次第、当社の管理責任下にある設備及びネットワークについて、速やかに障害の有無を調査するものとします。障害が当社管理下の設備及びネットワークに起因する不具合であると当社が判断する場合、当社は可及的速やかに障害対応を行うものとします。
3. 障害が利用者管理下の設備及びネットワークに起因する不具合であると当社が判断する場合、利用者は当社の推奨に従い可及的速やかに障害対応を行うものとします。

第 15 条 利用者データに対するアクセス

1. 当社は、点検・メンテナンス・障害対応・保守作業以外を目的として管理者アカウントを利用して利用者環境にアクセスしないものとします。
2. 利用者は、当社のサービス保守担当者が利用者の履歴情報等の通信情報を閲覧することができ、業務上の必要に応じて閲覧をする場合があることにつき契約時に同意しているものとします。

第 16 条 ソフトフォン

1. 契約者は本サービスを利用するに当たり、契約者が所有する iOS 又は Android OS を搭載するスマートフォンに当社が提供するソフトフォンアプリをインストールし利用することが出来ます。
2. 前項に定める対応スマートフォンは各 OS のアプリインストールページ上においてご確認ください。
3. ソフトフォンは、スマートフォンと同様の通信環境を利用しますので契約者のスマートフォンの契約により、通信料が発生いたします。また、当該通信環境により、電話が切れたり、途切れたりいたします。なお、当該事象に伴い、契約者に損害が発生した場合、

当社は一切の責任を負いません。

4. ソフトフォンを利用する場合、当社が別途付与するID・パスワード（本条では、「ID等」といいます。）が必要となります。ID等については、ユーザライセンスと同時に付与いたします。
5. ID等については、契約者において善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。なお、契約者の責によりID等が漏洩し、利用された場合については、当社は一切の責任を負いませんので留意ください。
6. ID等については、契約者から当社に不正利用等の申告があった場合、当社においてID等の利用を停止することが可能です。

第17条（通信回線への接続）

1. 当社が提供する「TG光」ファミリー／マンションタイプ、NTT東日本、NTT西日本が提供する「フレッツ光」ファミリー／マンションタイプの回線サービス契約及び「フレッツ・v6 オプション」が必要となります。
2. サービス提供地域・アクセスポイントはNTT東日本及び西日本が各「フレッツ」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。
3. 通信回線に起因し、契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

第18条（VPNへの接続）

契約者は、Voice Linkを利用するために必要なVPNサービスについて、当社指定のVPNに申し込むものとします。

第19条（経路等の障害）

当社は、本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等により、契約者が本サービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第20条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、契約者に対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨を契約者に通知します。
3. 当社は、第1項に定める本サービスの廃止により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第4章 利用料金

第21条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金及びその算定方法等は、当社が別途申込書にて定めるとおりとします。

第22条(利用料金の支払方法)

契約者は、当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項又は当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第23条(利用料金の支払義務)

1. 契約者は、請求開始日から利用契約の解約日までの期間について、別表の料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。
2. 前項の期間において、第32条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービス提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
3. 第35条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

第5章 契約者の義務等

第24条(自己責任の原則)

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為(前条により、契約者による利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下同様とします。)の結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同様とします。)に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該

損害の賠償を請求することができます。

5. 契約者は、本サービスを経由して、当社以外の第三者のコンピューターやネットワーク（以下「他者ネットワーク」といいます）を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その支持に従うとともに、他者ネットワークを利用して第 25 条(禁止事項)各号に該当する行為を行わないものとします。
6. 当社は、本サービス経由による他者ネットワークの利用に関しいかなる責任も負いません。
7. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第 25 条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用に際して、次の各号に定める行為（それらを誘発する行為や準備行為も含みます。）を行ってはならないものとします。なお、以下の行為に該当するか否かについて、当社は、自らの判断で、その該当性を判断し認定することができます。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、又は第三者に不利益を与える行為
- (3) 本サービスを、当社が指定する接続先以外へ接続して通信する行為、又は当社が別途承諾した行為以外の営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- (4) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (5) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (6) 当社又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- (8) わいせつ(性的好奇心を喚起する画像、文書を指しますがこれに限られません)、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信若しくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 本サービスにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為

- (11) 他の第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
- (13) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為、第三者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- (14) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (15) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (16) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せずその他当該法令に違反する行為
- (17) 前各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他の第三者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- (18) 前各号の他、当社が合理的な理由に基づき不相当であると判断する行為

第 26 条 (広告情報の提供に係る承諾)

契約者は、当社が当社又は提携会社等の第三者が提供する商品・サービス等に関する情報提供(広告・宣伝を含みます)を行うために電子メール等を送付することに、あらかじめ承諾するものとします。なお、契約者は、当社に申し出ることにより、この電子メール等の送付を中止、又は再開することができます。

第 6 章 当社の義務等

第 27 条(当社の管理責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスが円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するよう努めます。

第 28 条 (本サービス用設備等の障害等)

1. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理又は復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 29 条 (通信の秘密の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様(統計情報への編集・加工を含みます)においてのみ、使用又は保存します。但し、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、あらかじめ契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)その他同法又は通信傍受法の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分、命令、法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認められた場合には、当社は、必要な範囲で取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて第 1 項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、契約者が第 25 条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合、当社の当該妨害行為への対応として通信の秘密に属する情報の一部を提供することが、正当防衛又は緊急避難に該当すると客観的かつ合理的に判断し得る場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を妨害阻止のために必要な相手に提供することができます。

第 30 条 (契約者情報等の保護)

1. 当社は、契約者の個人情報であって前条第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報(以下総称して「契約者情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。
2. 当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。但し、契約者に対し、当社又は提携会社等の広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。
3. 当社は、刑事訴訟法第 197 条第 2 項(捜査関係事項照会)、第 218 条(令状による搜索)その他法令の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるものとします。
5. 当社は、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、契約者情報等を消去するものとします。但し、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。
6. 当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。この個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が優先するものとします。

第7章 利用の制限、中止及び停止

第31条 (利用の制限)

1. 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他、公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、本サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、当社所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

第32条 (保守等によるサービスの中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
 - (2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
 - (4) 第31条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
 - (5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
 - (6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を検知した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、可能な場合あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。
3. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対し

て通常予想外の通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第 33 条（データ等の削除）

1. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等が、当社がサービスごとに定める所定の期間又は量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく当該データ等を削除することがあります。また、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、いかなる責任も負いません。

第 34 条（契約者への要求等）

1. 当社は、契約者による本サービスの利用が第 25 条（禁止事項）の各号に該当すると判断した場合、当該利用に関して第三者から当社に対してクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第 25 条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求すること
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のため協議（裁判外紛争解決手続を含みます）を行うよう要求すること
 - (3) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求すること
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置くこと
 - (5) 契約者へ事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を講ずること
 - (6) 第 35 条（利用の停止）に基づき本サービスの利用を停止すること
 - (7) 第 9 条（当社からの解約）に基づき利用契約の解約
2. 前項の措置は第 24 条（自己責任の原則）に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
3. 契約者は、第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が第 1 項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第 35 条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金の支払いがない場合
 - (2) 契約者に対する破産等の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - (3) 本サービスの利用が第 25 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(契約者への要求等)第 1 項第 1 号及び第 2 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (4) 前各号のほか本約款に違反した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 前項の場合、契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、利用料金について年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

第 36 条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、自社又は提供元の都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. 本サービスの提供が当社及び電気通信事業者間の契約解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
3. 当社は、前二項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 30 日前までに通知します。但し、緊急やむを得ない場合又は電気通信事業者都合により本サービスの全部又は一部を廃止する場合については、この限りではありません。
4. 前各項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第 8 章 損害賠償

第 37 条 (損害賠償の制限)

1. 当社は、契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます)に陥った場合においても、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。
2. 前項の規定に拘らず、本サービスが電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となったことにより損害が生じた場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者から受

領する損害賠償額を限度とし、当社は当該損害と直接かつ現実の通常範囲において契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

3. 前項において、損害賠償の対象となる契約者が複数ある場合、各契約者への賠償金額は、当社が電気通信事業者より受領する損害賠償額を各契約者の利用不能日数に応じた金額で比例配分した金額とします。

第 38 条（免責）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により契約者又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者又は第三者が本サービスのサーバに接続することができず、又は当該サーバに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (2) 当社が契約者に行うべき連絡を怠ったこと。
 - (3) 当社が契約者から預かった書類又はデータ等を紛失したこと。
 - (4) 契約者が本サービス利用契約の申込を撤回しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
 - (5) 契約者が本サービス利用契約を更新しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
 - (6) 天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行為その他の不可抗力により、本規約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合。
 - (7) 第 13 条（サービスレベル）に規定するメンテナンス又はシステムのバージョンアップ等の場合。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本サービス自体により契約者又は第三者に生じた損害及び本サービスに関連して契約者又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません

第 39 条（責任限定）

1. 当社の責に帰すべき事由により契約者等に損害を与えた場合、契約者に対する損害賠償は当社のサービス利用料の範囲内で行うものとし、代替の通信手段の担保、当該代替通信手段の費用負担、逸失利益等の特別な損害、及びその他損害の賠償は、一切行わないものとします。
2. 本サービスにおける機器等の接続不具合にかかる責任範囲は、当社が提供する機器等の故障に起因する不具合に限るものとします。なお故障の判断は、当社が機器検証後故障と判断をした場合のみとします。

第 9 章 雑則

第 40 条（権利義務・契約上の地位の譲渡の禁止等）

1. 契約者は、本サービスの利用に関する権利・義務及び契約者の契約上の地位につき、当社の事前承諾を得ることなく、第三者に対し、譲渡、貸与、担保の設定、その他の処分を行ってはなりません。
2. 契約者は、本サービスの契約上の地位の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により、その承諾を当社に請求しなければなりません。
3. 当社は、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに契約者情報等その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、当該事業譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。

第 41 条（反社会的勢力等の排除）

1. 当社は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに類する反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」といいます)との関係を遮断しており、当社サービスの利用及び申込みをお断りしております。このため、契約者及び利用者は反社会的勢力等でないことを表明及び確約したうえで利用できるものとします。
2. 契約者及び利用者が反社会的勢力等であると当社が判断した場合は、当社は、契約者に対する何ら通知又は催告を要することなく直ちに当社サービスの利用及び申込みの全部又は一部を解除することができるものとします。
3. 契約者及び利用者が反社会的勢力等であることが判明した場合、当社及び当社と関係のある取引先等が当社サービスの利用及び申込みの全部又は一部の解除により発生した損害について、損害賠償を請求することができるものとします。

第 42 条（合意管轄裁判所）

契約者は、本約款及び利用契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 43 条（約款の変更）

1. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を変更することができます。本約款の変更がなされた場合、本サービスの提供条件等は、当該変更後の本約款の内容によります。
2. 当社が別途定める場合を除き、第 2 条(通知)に基づく通知又は告知が行われた時点において本約款の変更の効力が生じ、契約者が当該変更を承諾したものとします。
3. 変更後の本約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等、当社指定の掲載場所に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第 44 条（分離可能性）

本約款の規定の一部が無効又は執行不能であるとされた場合でも、本約款の全体の有効性には影響がないものとし、当該無効又は執行不能の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定と置き換えるものとし、本約款のその他の規定は有効に存続するものとし、

第 45 条（準拠法）

本約款及び利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

以上

付則

2025 年 2 月 3 日制定

本約款は、2025 年 2 月 3 日より有効となります。
